

【 7 】

氏 名	小 方 厚 彦 お かた あつ ひこ
学 位 の 種 類	文 学 博 士
学 位 記 番 号	論 文 博 第 60 号
学位授与の日付	昭 和 46 年 1 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 2 項 該 当
学位論文題目	16世紀フランスにおけるフランス語とフランス語観 ——Ramusの研究
論文調査委員	(主 査) 教授 野上素一 教授 松平千秋 教授 御輿員三 教授 本城 格

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、序論と5章にわたる本論と結論よりなる。著者はまず、序論において、その意図を明らかにする。16世紀には、文芸復興の息吹きにふれて、フランス人の国語に対する自覚が喚びさまされ、国語を「顕揚」して、当時なお学术研究・教育の世界に君臨していたラテン語に取って替らせようとする動きが生じる。同時に国語研究の気運が生れ、文法の編纂が企てられる。国語を顕揚するには、それを規則だて、組織化しなければならないからである。勿論、当時の文法家の所説には、独断や誤謬が多く、一貫した文法体系が樹立されるには17世紀を待たねばならない。しかし彼らの著作は、フランス文法理論の形成過程をたどり、当時の言語意識、言語慣用を窺う上に貴重な資料であり、詳細に吟味する必要がある。本論文では主として Ramus (1515—1572) のフランス文典を取上げ、同時代の文法家の所論と比較しながら、彼らの文法研究の実態をとらえると同時に、彼らの所説を手懸りにして16世紀フランス語の実情を探ることを意図する。

本論に入り、第1章で著者は、16世紀におけるフランスの言語事情を明らかにし、同世紀をラテン語とフランス語の抗争期、後者の前者に対する自己解放の時代と規定する。フランス語解放の途上には、種々の障害があってラテン語の権威は容易に揺ぎそうにない。しかし、愛国的な人文主義者たちの国語顕揚の動きは、王室の政策などに支持され、次第に諸学の分野に浸透する。

当時のフランス語ははまだ斉一性を欠き、パリの言語が地方語を制するには至らず、しかも民衆の言語は目まぐるしく変遷する。国語を顕揚するには、激しく浮動する国語を規則だてる必要が痛感され、文典の編纂が企てられる。フランスにおける最初の文典の著者 Dubois をはじめ当時の文法家の多くは、常にラテン語を念頭に置き、その文法体系に準拠している。この点、Meigret の文典 (1550) はラテン語の束縛を脱してフランス語の言語慣用に従い、フランス語独自の相を把握しようとした劃期的な著作である。この慣用重視こそ、のちに Ramus の文典を貫く基本的態度となる。

第2章において著者は Ramus の母国語観を探る。Ramus は、多くの人々が古典語の難解さ故に学芸

への道を断れていることを思い、母国語こそ学芸の普及に不可欠であり、文典の編纂が急務であることを説く。文法は諸学芸をはぐくみ、表現の術を教える。それ故、文法は古くから重視されて来た。ついで Ramus は、かかる文法および諸学芸が本来ガリアから発し、ギリシアその他に広まったという学芸ガリア起源論を展開する。この主張は彼の愛国的態度の表明に外ならないが、その意図はガリアに発した諸学芸をガリアに復帰させる、つまり学芸全般にフランス語を使用することにある。ガリア起源説に表明された Ramus の国語意識は、国語の優秀性の誇示となって現われる。彼はギリシア語、ラテン語の *atticisme*, *latinisme* に対し、フランス語にも *francisme* を認め、フランス語の独自性を強調する。*francisme* とは、当時のフランス語の *anomalie*, 文法家が誤用として却ける民衆的な語法を言う。彼は、ある語法が現に広く行なわれている以上、誤用として否認すべきでなく、慣用こそ文法の基本と考える。

ついで第3章で著者は Ramus 文典の構成を探り、同文典が *Etymologie* と *Syntaxe* の二分野に大別されていることに注目する。*Etymologie* は綴字・発音を含めて個々の語を扱い、*Syntaxe* は語の結びつきを扱う。たとえば動詞の場合、単一時制と複合時制が切り離され、前者は *Etymologie* で、後者は、二語の結合という形態上の観点から、*Syntaxe* で取扱われる。

第4章において著者は、Ramus の国語研究に大きな位置を占める綴字法改革を取上げる。当時の綴字法は、語源的文字など無用の文字が加えられ、極度に複雑化していた。これに対して既に多くの改革案が提出され、中でも Meigret のそれは、表音主義を強調した大胆な試みであった。Ramus は Meigret と同じく表音主義者として綴字と発音の一致を主張し、黙字を排し、一音一文字を原則とする大胆な綴字法を考案し、それを自著の文典に適用している。Ramus の改革は Meigret, Peletier のそれより遥かに徹底したもので、たとえば二重母音 *au*, *eu*, *ou* は、当時既に「不可分の一母音」になっていたため、新字 *a*, *e*, *γ* を考案するなど一音一文字に徹している。ついで著者は母音、二重母音、子音などの綴字と発音に関する Ramus の見解を、Meigret, Peletier のそれと比較しながら詳細に検討する。

第5章において著者は7節にわたって Ramus 文法の各分野を検討し、それを貫く根本原理として、「慣用の重視」、「形態論的見地」、「二分法」を指摘する。Ramus はまず二分法を押し進め、伝統的品詞分類を黙殺して語を、形態的観点から、有数詞と無数詞に大別し、前者を名詞と動詞、後者を副詞と接続詞に分類する。そして各品詞を形態的見地から定義する。名詞は性を持つ有数詞、動詞は時と人称を持つ有数詞である。名詞には、狭義の名詞、冠詞、形容詞、代名詞、分詞が、副詞には、間投詞、前置詞が含まれる。当時の文法家の多くは名詞の格を問題にする。彼らはフランス語の名詞もラテン語同様、格変化すべきものとする。形態論的な考察を重視する Ramus にとっては、フランス語の名詞に有形的に存在しない格などは全く問題にはならない。

冠詞については、たとえば Dubois は、伝統的な品詞分類に従って、フランス語に冠詞の存在を認めない。勿論、Meigret, R. Estienne, Ramus はその存在を認めるが、Estienne の場合、冠詞は名詞の格を示すもので、*le*, *la*, *les* のみならず、*de*, *du*, *des*; *à*, *au*, *aux* もまた冠詞である。Ramus にあっては、冠詞は *le*, *la*, *les* のみで、冠詞の縮約形は *à*, *de* と共に前置詞としてのみ扱われ、*au*, *du* の中に冠詞が含まれていることは認められていない。

Ramus は動詞にも二分法を適用して *fini* と *infini* に二分する。*verbe fini* には *temps imparfait* と

temps parfait があり、前者は4箇の présents, 1箇の prétérít 2箇の futurs を有し、後者は1箇の prétérít のみである。verbe infini は perpétuel と gérondif に分かれたれ、perpétuel には présent と prétérít がある。

Ramus の動詞論の特色は、このように叙法を無視して時称体系を再編成した点にある。接続法も、願望法も、使用する動詞の形から言えば同じである。したがって両叙法の相違は、形態面ではなく、意味内容にある。形態論的な考察を重んじる Ramus は、同一の動詞形態を時には接続法に、時には願望法に配当する意味内容的な法の区分は承服できないのであろう。

このように Ramus は、学芸のガリア起源論、大胆な表音的綴字法の提唱、二分法の採用、形態論的な考察の重視などによって、革新者としての面目を示したのである。

論文審査の結果の要旨

本論文はフランス語の擁護と顕揚に努めた16世紀の文法家 Ramus (Pierre de La Ramée, 1515~1572) の研究である。Ramus 以前のフランスの文法家の多くは、程度の差こそあれ、常にラテン語を念頭に置き、その文法体系に準拠しようとした。この間にあって、Ramus は Louis Meigret (1510?~1560?) と並んでラテン語文法の束縛から脱し、フランス語の言語慣用を直視してそれに即した文法組織を樹立しようと努力した。彼の著作活動の全般、あるいは彼の人文主義者としての面を対象とした研究書はあるけれども、彼の国語研究および文典を中心に扱った研究書は、フランス本国にも見当たらない。彼の作品は、ただフランス語史、16世紀フランス語文法史の類において言及され断片的に引用されるに止まっている。のみならず本論文の著者は、それらの書物において、Ramus の所説が必ずしも正確には伝えられていないいくつかの事実を確認しており、著者が本研究を志した主たる動機も、Ramus の業績をより正確に記述し、位置づけることにあった。

本論文はまず Ramus の国語研究において主要な位置を占める綴字法改革の考察に始まる。著者は、Ramus 文典と同じく当時の綴字改革論者 Meigret, Peletier du Mans の所説とを綿密に比較しながら、Ramus の綴字法を検討し、その表音主義、一音一文字主義に徹した大胆な改革の全貌をとらえると同時に、Meigret, Peletier の綴字法の性格を明らかにした。さらにこれらの三人の表音的綴字法を手懸りにして、当時なお浮動的であったフランス語の発音の実態をみごとにとらえている。16世紀の発音に関しては、Charles Thurot の「文法家の証言による16世紀初頭以後のフランス語の発音について」(1881~1883, 2vols) の大著があるが、その網羅的でやや煩瑣な記述に比して、本論文の記述は、要所要所を重点的に捉え、より簡潔明快であり、著者の苦心が窺われる。

ついで著者は「フランス語文典」(初版, 再版)の原典に密着しつつ、Ramus の文典を考察する。著者は綴字問題の場合と同様、Ramus 文典を Meigret, R. Estienne のそれとの比較において詳細に検討し、Ramus の文典が「言語慣用の尊重」、「形態論的な考察の重視」「二分法の採用」など彼独自の原理に貫かれた革新的な体系であることを示す。それとともに、Meigret, R. Estienne の文典の特質も解明され、さらに彼らの所説を通じて16世紀フランス語の実態も明らかにされる。そのうち音韻に関する記述は特に精彩があり、その精密な考証と厳正な分析とは、著者の多年の研鑽の成果をよく反映している。ただ、

Ramus の文法体系が革新的であるだけに、その体系が 以後の 文法家に及ぼした 影響を 今少しく詳細に考察することが望ましいが、この点は著者自身十分に自覚している所であり、より広い視野の下に計画されている「フランスにおける文法記述の発展史」の研究成果に期待したい。

以上述べたように本論文は、Ramusの文法学上の業績に関する系統的研究として特異な価値をもつのみならず、16世紀フランス語の実態を明らかにした点において、この分野の研究に資するところ極めて大であると考えられる。

よって、本論文は文学博士の学位論文として価値あるものと認める。